

国立音楽大学と 連携・協力に関する協定を締結しました

6月24日に「国立音楽大学と青梅市との連携・協力に関する協定」を締結しました。
本協定は、地域貢献のための各種事業、教育および人材育成、文化の育成・発展について連携・協力し、地域社会の芸術、文化、教育、まちづくり等の振興を図ることを目的としています。次代を担う子どもたちをはじめ、多くの市民にとって、芸術に触れる機会のさらなる充実が期待されます。
協定締結を機に、今後、国立音楽大学とともに文化活動のさらなる発展に向けて、取り組んでいきます。



▷右 国立音楽大学 武田忠善 学長、左 浜中市長

問い合わせ
企画政策課

青梅市移住・定住促進プラン 策定懇談会市民委員募集

市では、人口減少抑制に向けて、住みたい・住み続けたいまちを実現するため、移住・定住促進プランを策定します。計画について意見交換を行う懇談会の市民委員を公募により募集します。
応募資格 次のすべてに該当する方
①市内に住民登録している方
②応募時点において満18歳以上の方
③市の移住・定住施策に関心があり、懇談会へ出席が可能な方
④市内に平成23年4月以降に移住した方(福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、

檜原村および奥多摩町からの転入者を除く)
⑤地方公務員法第16条各号に該当しない方
⑥青梅市の他の付属機関等の委員でない方
⑦青梅市職員でない方
募集人数 2人以内
※原則男女各1人
委嘱期間 委嘱の日(令和4年3月(予定)～和4年3月(予定))
会議 4回(予定)
※月々金曜日の午前9時～午後5時の間に開催
報酬 会議1回につき1万1千500円
応募方法 7月30日(必着)までに住宅課(市役所5階)で配布または市ホームページ(記事ID:36233)から

ダウンロードした所定の用紙に必要事項を記入し、「自身の青梅市への移住経験を踏まえた応募動機」の作文(300字以上400字以下)と合わせて次のいずれかの方法で住宅課住宅政策係へ提出
▽直接:月々金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分
▽郵送:〒198-8701 青梅市住宅課住宅政策係
▽電子メール:city@ome.lg.jp
お問い合わせ 住宅課住宅政策係

新型コロナウイルス感染症対策のための 住宅のリフォームに補助金を交付します

住宅のリフォームに要する費用の一部を補助します。補助を受ける場合は、契約前に申請と交付決定が必要となります。必ず契約前に相談ください。
詳細は、市ホームページ(記事ID:361333)をご覧ください。
補助対象 次の条件をすべて満たすもの
▽市内の既存住宅
▽申請者または3親等以内の親族が所有する住宅
住宅
▽申請者がみずから居住する住宅
※賃貸住宅は対象外
※マンション等の共同住宅の場合は、専有部分のみ対象
補助対象工事 新型コロナウイルス感染症対策のための新しい生活様式に即した感染予防対策や働き方の新しいスタイルにつながる住宅改修工事
例:換気設備を新設する改修工事、テレワーク用のスペースを作る改修工事等
補助額
①市内に住所を有する方:改修費用の3分の1(上限50万円)
②移住しようとする方:改修費用の2分の1(上限100万円)
申請期限 9月30日(木)まで
※補助申請額が予算額を超える場合は、公開抽選により補助対象者を決定します。
問い合わせ 住宅課住宅政策係

生産緑地地区の追加募集

令和4年度に生産緑地地区への指定を希望する農地等を募集します。
指定の要件 市街化区域内にある農地等で、①～⑤のすべてに該当すること
①公害や災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相応の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している農地等であること
②面積が300㎡以上の規模の区域であること(隣接する他人の農地等との合計でも可)
③現に農林業の用に供され、また、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること
④農地等利害関係人が同意していること
⑤非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られること
※各要件の詳細は、都市計画課へ問い合わせるか、市ホームページ(記事ID:2281)をご覧ください。
指定による制限、固定資産税等
指定された農地等は、適正な管理が義務づけられ、農林業以外に利用できません。
令和5年度から固定資産税等に関する土地評価が変更されます。
事前相談が必要 指定を希望する方は、電話で予約のうえ、都市計画課(市役所5階)へお越しください。相談後、市で調査を行い判断します。
受付期間 8月2日(月)～11月26日(金)
※土・日曜日、祝日を除く
受付時間 午前9時～午後5時
持ち物 農地等の位置・面積・土地所有者が確認できる書類、公図写し
問い合わせ 都市計画課

マイナンバーカード 受け取り手続きのための 日曜臨時窓口を開設します

日時 7月25日(日) 午前9時～午後3時
※月～金曜日と時間が異なります。
会場 市民課(市役所1階)
対象 マイナンバーカードの申請を行い、市民課から交付案内通知が届いている方
持ち物 交付案内通知書(ハガキ)、通知カード(お持ちの方)、本人確認書類(封書に同封の案内をご確認ください)、個人番号カードおよび住民基本台帳カード(お持ちの方)
※ハガキに記載の交付期限を過ぎていても受け取り可能です。
※マイナンバーカードの受け取り手続きおよびマイナポイント申請サポートのみを行い、電子証明書の更新等、上記以外は実施しません。
問い合わせ 市民課住民記録係



明るい選挙ポスターコンクール 作品募集

明るい選挙ポスターコンクールの作品を募集しています。テーマは、投票参加を求めるもの、明るい選挙に関することなどです。
応募資格 市内在住の小学生～高校生
応募規格 用紙…四つ切り(542mm×382mm)、八つ切り(382mm×271mm)▷画材…自由(紙や布など、絵の具以外も可)
応募方法 9月10日までに直接市選挙管理委員会事務局(市役所6階)へ
※作品裏の右下に学校名、学年、氏名を記入してください。
※市内の小・中学校で申し込みの受け付けをしている場合があります。学校へお問い合わせください。
その他 著作権は主催者に帰属します▷入選作品は都や全国の審査に提出し、学校名、学年、氏名を公表します▷市ホームページで昨年の入選作品を紹介していますので、ぜひご覧ください。
問い合わせ 選挙管理委員会事務局



政治家の寄附は禁止 贈らない! 求めない! 受け取らない!

政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。例えば、お中元、盆踊りや夏祭りの際の祝儀、飲食物の差し入れも、禁止されている寄附にあたります。また、有権者が政治家や候補者に寄附や差し入れを求めるとや、お祭りなどでの供応も禁止されています。
都選挙管理委員会では、これら法律で禁止されている寄附について、より一層の周知を図ることを目的に、各市区町村選挙管理委員会と協力して、7～8月の2か月間を「政治家の寄附禁止PR強化期間」ととしています。
市選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会では、ポスターの掲示やパンフレットの配布などを行います。
問い合わせ 市選挙管理委員会

